

○名寄市立大学人権擁護とハラスメントに関する調査委員会規程

平成 20 年 3 月 17 日

改正 平成 24 年 3 月 16 日

平成 25 年 12 月 4 日

平成 29 年 3 月 16 日

平成 29 年 5 月 10 日

(設置)

第 1 条 人権擁護とハラスメントに関する調査委員会（以下「調査委員会」という）は、調査の対象となる事案ごとに、教授会の決議を受けて人権擁護委員会のもとに設置される。設置の手続きについては、別に定める。

(目的)

第 2 条 調査委員会は、当該事案に関する事実解明のための調査を行うことを目的とする。

(任務)

第 3 条 調査委員会は、前条の目的を達成するために以下の各号を任務とする。

- (1) 調査委員会は、申立者、被申立者及び関係者に対して必要な調査を実施する。
- (2) 調査委員会は、調査委員会設置決定の日から 2 か月以内に当該事案に係る調査を終了することを目途とし、迅速に調査を行う。
- (3) 調査委員会は、調査結果を人権擁護委員会に報告しなければならない。

(構成)

第 4 条 調査委員会は、全教職員の中から 3 名以上の委員をもって構成する。調査委員会の構成員及び人数は、人権擁護委員会が定める。ただし、調査委員のうち、少なくとも 1 名は人権擁護委員の中から選出するものとする。

2 調査委員の任期は、当該事案の調査の手続きが終了するまでとする。人権擁護委員の中から選出された委員で、その人権擁護委員としての任期が調査の終了前に満了する者についても、同様とする。

3 調査委員会に委員長を置く。委員長は、人権擁護委員会が指名する。

(守秘義務)

第 5 条 調査にあたった各委員は、その過程で知り得た事項について、任期を終えた以降においても他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。